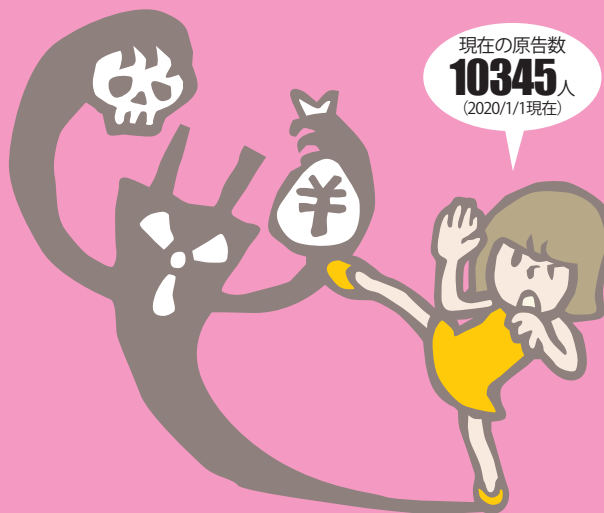


原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2020.Jun
Vol.31

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第31回 口頭弁論を終えて
原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団弁護団幹事長 東島 浩幸

福島第1原発事故を経ての社会的合意は“フクシマを繰り返さない”ことです。そのための確実な方法は原発をやめるべきです。命にかかわることなのに、私たち自身、科学者と官僚にお任せしてきたことの後悔もあるのではないのでしょうか？

最近の原発差止の司法判断では、フクシマ事故直後の差止め認容決定・判決がすべて覆り、昨年・今年と旗色が悪くなっています。これらの判決の特徴はフクシマの被害に真摯に向き合わないことです。今、政府は、「年間20mSv受忍」論、風評被害論などを使って帰還政策を進め、あげくは東京五輪を「復興五輪」などと称して、あたかもフクシマは終わったことにしようとしています。

しかし、フクシマ事故の甚大な被害は8年以上経過しても終わりません。私たちは、そのことを準

備書面64で主張し、今回、昨年5月27日の生業訴訟控訴審の仙台高裁での現地進行協議の結果を踏まえて、具体的に主張しました。帰還困難区域、避難指示が解除された居住制限区域、その境界付近の方ともに甚大な取り返しのつかない被害を受け、国や東京電力が「復興が進んでいる」と言っても、現実には帰還が進まない実態が明らかとなりました。

また、今回、九電が5つのカルデラについて地下マグマが溜まっていないから火山の破局的噴火の危険性がないとの詳細な主張をしていることに対し、地下マグマの現状で破局的噴火の可能性の有無等を測ることはできないとの反論をしました。また、水蒸気爆発の危険性では、九電が国際実験で水蒸気爆発が起こったのは実機の温度と違う条件だったからと主張していますが、九電の主張自体、実験結果報告書の読み間違いだと反論しています。

さて、2019年末には原発を巡る矛盾が極限に近いくらいに高まりました。政府等は原発に固執していますが、今に状況がガラッとかわる時期が来ると思います。それは、原発に反対する多数の市民の声、避難等に不安不満を持つ自治体関係、原発は経済的に終わりと考える経済界の合理派の人々に依拠したものです。あきらめずに、その状況を切り開くために2020年も頑張りましょう。

目次 Contents

口頭弁論を終えて	1
2020年の私たちの闘いの課題	2~3
意見陳述 内藤哲さん	4~5

福島現地視察ツアー(北九州地域原告団)	6
団長コラム	7
年始のカンパ要請・次回期日のお知らせ	8



皆様、明けましておめでとうございます。

2020年を脱原発への実りある年にするために本年もどうぞよろしくお願いいたします。

まず2019年までの活動の総括について申し上げます。

2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所の爆発による未曾有の甚大な放射能被害の発生を目の当たりにして、私たちは2012年1月31日、日本からすべての原発をなくすために原発再稼働反対、すべての原発の廃炉を目的に、国と九州電力を被告にして、玄海原子力発電所の運転差し止めを求めて、1704名の参加で玄海原発の運転差し止め訴訟を提起しました。裁判官に過去の原発裁判の判例にとらわれず、脱原発を求める世論の大きさを知ってもらい、良心に従って安心して裁判をして貰うために1万人の原告をめざした本訴訟は2015年11月19日、1万人原告を達成しました。その後も原告団弁護団の地道な運動で中間の原告が増え、2019年12月末時点で10345名の大規模原告団になり、訴訟は8年目を迎え、裁判所での口頭弁論は31回を重ねています。

毎回の裁判についてはその都度、その内容を原告団ニュースで皆様にご報告していますので、ご覧になってください。

さて、私たちが原発ゼロをめざした裁判闘争を進めている一方で、原発ゼロ目標を掲げた民主党政権に代わって登場した第2次安倍政権は、企業が世界で一番活動しやすい国づくりを目指し、原発による発電を国の重要なベースロード電源と位置付け、しかも本年開催される東京オリンピックを復興五輪と宣伝して、フクシマの原発事故被害が終息したかのように喧伝して被害を一方的に切り捨て、原子力規制委員会の新規制基準に適合した原発の再稼働を強引に進めています。それに従い、九州電力は2015年に川内原発1、2号機を再稼働させ、2018年3月と6月には玄海原発3、4号機も再稼働を強行しました。玄

海原発の運転差し止めを求める私たちは、その再稼働に先立ち、再稼働を阻止するために裁判所に仮処分の申立てを、本訴訟とは別に行いました。

ところが、佐賀地裁が2018年3月申立てを却下する不当決定をしていましたので、昨年私たちはその抗告審を福岡高裁で闘いました。高裁では終始、道理ある説得的な主張を展開しましたが、福岡高裁は9月までもやフクシマの被害を一顧だにせず、新規制基準を充たしている等として抗告を棄却する不当決定をしました。これに対して、弁護団は「決定は、玄海原発の危険性を示す事実を無視した行政追従の判断であり、3.11事故前の司法判断かと思ふばかりの判断であり、断じて受け入れることはできない。フクシマの悲劇を二度と繰り返さないために、我々は、玄海原発3・4号機が廃炉となる日まで、今後も闘い続けていく。」という声明を出しています。

昨年2019年8月弁護団の呼びかけで、再稼働反対の世論を高めるために開催された福岡県弁護士会での樋口英明元裁判官(2014年に大飯原発の運転差し止め判決をした裁判長)の講演会には予想をはるかに上回る市民が参加されました。私たちは、再稼働反対、脱原発の思いが大多数の市民の共通の思いであることを改めて実感しました。

私たちは、ここに確信を持って、2020年の「なくそう原発!九州玄海訴訟」の闘いを意気高く進めていく必要があると思っています。

2020年の私たちの課題について (1)更に「圧倒的多数の人々とともに脱原発を」 追求していきましょう!

私たちは長年続けられてきた原発推進政策に対抗すべく、「1万人原告訴訟」の方針を打ち出し、それを達成しました。それは、福島第一原発事故後の脱原発世論の強さの反映でもあります。政権与党支持の人も含めて「脱原発」「原発は危険」は多数を占めています。しかし、その世論の内容は十分ではなく、

多くは「徐々に脱原発」「再生可能エネルギーは不安定だ」というところに留まっています。私たちは、これを、「原発は必要悪というよりも絶対悪である」ことをはっきりさせ、「原発なしで明るい未来」というものを確信できる取り組み（例えば、エネルギーシフトの実践的講演会、再生可能エネルギー普及の活動など）を行う必要があります。原告団としても、内々での勉強も大事ですが、外に向かって世論を広げる活動をしつつ、1万人いる原告団が実質的に活動する原告団を作っていきましょう！

(2)フクシマの被害を徹底的に明らかにして行く課題です

裁判の弁論では、フクシマの被害者の意見陳述をするようにしています。フクシマの被害の徹底的な暴露は、国や電力会社の被害の矮小化と隠ぺいに対して闘う基本姿勢です。個々の被害とその被害の特質の把握を統一的にやっけていき、それを周りに広める努力をしていきましょう！

この運動は、今、裁判所に支配的になっている「社会通念論」を打破するために有効であり、必要不可欠な課題です。そのためには、私たち原告団と福島原発事故被害者の全国連絡団体などとの交流を進めるなどの活動も必要だと思います。

(3)国会で原発ゼロ基本法の成立を促進させるための運動が必要です。

私たちの裁判の目的はすべての原発の廃炉です。その意味では裁判は政策形成訴訟とも言ってもよいと思います。司法は脱原発への唯一の手段ではなく、脱原発の法律こそ重要です。

福島第1原発事故後にドイツは政治的選択として原発廃止を決めています。日本でも脱原発の世論と運動の高まり、市民運動と野党共闘の進展で2018年3月に野党4党共闘で原発ゼロ基本法案が国会に共同提出されています。しかし、自公政権の強い反対で一度も審議入りされていません。

このために、私たちも脱原発基本法を成立に向かわせるための取り組み、例えば、各政党や専門家を招いてのシンポ・討論会の開催などの取り組みをすべきだと思います。その中には、経済界の人々の中にある脱原発派（原発が危険というだけでなく、経済的観点からも原発ゼロにすべきだとか、再生可能エネ

ルギーシフトすべきだという人々）もいっしょに運動することを目指していきべきだと思います。

(4)地元自治体への取り組み

2019年初頭に原告団弁護士は、玄海原発から30km圏内のすべての自治体基礎自治体及び他の佐賀県内のすべて基礎自治体に公開アンケートをしました。その結果、実効的な避難ができるのか否かを中心に自治体に不安・懸念が強いことが判明しました。原発は絶対に事故を起こさない、放射能漏れを生じさせない、とは政府や電力会社も言えません。この取り組みで首長と面会して話すと、相当突っ込んだ意見交換も可能です。従って、被害自治体への働きかけは毎年行うべきです。立地自治体ではなく広範囲の自治体が原発運転の利害に関わっている当事者なのだという認識をもっと強めていきましょう。多くの被害自治体が声を上げれば、国や電力会社がお金で丸め込むことも難しくなって行きます。

(5)裁判所への働きかけとしては以下のことはっきりわかりやすく主張して行きます。

- ①原発事故の被害は甚大であり、かつ、事故発生確率も低くないこと。
- ②前提として、それに見合った判断枠組みを取るのが合理的であること（これらについては樋口元裁判長が講演で示唆しています）
- ③地震、津波、火山の破局的噴火、火山灰の降下、水蒸気爆発、水素爆発等の科学的議論では、常識と知性ある者であれば理解できる科学論を展開すること。
- ④玄海原発差止め仮処分申立では、裁判所は「社会通念論」という「ことば」で原発の危険性を否定するようになっています。例えば、「規制委員会の新規制基準は、我が国の自然災害に対する原発の安全性についての社会通念が反映されている」などです。私たちはこの社会通念論の誤りを明かにする取り組みが必要になっています。

また、裁判期日には圧倒的多数の皆さんが参加し、裁判所に私たちの主張が正義であることを理解してもらう様にしたいと思っています。

今年も団結と連帯を大事にしながら、脱原発へ展望のある年にしていきましょう！

意見陳述



原告 内藤 哲さん
(福島原発事故避難者訴訟原告)

本日は、福島原発事故による放射性核種汚染のため神奈川県から福岡県に避難移住してきた者として意見を述べさせていただきます。

ちなみに私は福島県白河市の出身で実家にはいまだ母と兄家族が暮らしています。

2011年3月11日、福島第一原発がメルトダウンし過酷事故を起こしました。

当時私は妻と1歳になったばかりの長男と三人で鎌倉市に住んでいました。4月から長男が通うことになっていた鎌倉市の保育園の園庭は放射性物質に汚染され土を入れ換える除染が行われました。

今は風化させられようとしています。当時東北地方はもとより首都圏を中心に関東・甲信越・東海の各地方では次から次に汚染の実態が明らかにされ人々は報道に釘付けになり不安と恐怖で戦慄していました。

東京都民の水道水を供給する金町浄水場をはじめ関東各地の浄水場が放射性ヨウ素で汚染され、鎌倉市を含む首都圏のスーパーマーケットやコンビニエンスストアからペットボトルの水が消え去りました。埼玉の明治乳業の工場で製造した粉ミルクに乾燥工程で大気中の放射性物質が混入し40万缶を回収。関東各県の農産物や魚からも放射性物質が検出され出荷停止。静岡のお茶も出荷停止になりました。人々は安全な食べ物を手に入れるため戦々恐々となり、お店には東北・関東産の農産物が山積みに残っていました。それでもマーケットはある意味健全で一・二か月のうちに消費者のニーズに合わせて西日本の農産物やノルウェーやアラスカ産の海産物が棚に並ぶようになりました。

放射性降下物が直接付着したものは出荷停止処分になりましたが、翌年から同じ圃場で採れたものは土壤汚染があるにもかかわらず信憑性のない基準値が設けられ今では普通に流通させられています。そして被曝地の農林水産物が敬遠されるにつき政府やマスコミは「風評被害」という言葉を好んで口にするようになりました。しかし現実に土壤汚染や海洋汚染がある以上「風評」ではありません。もし本当に風評というものがあるとし

たらそれは政府の言う何の根拠もない「安全」という言葉のほうでしょう。「安全だ」という風評を信じて健康被害が出ているとしたら政府はきちんと責任を取らなければなりません。

敷地内のミニホットスポットで $10\mu\text{Sv/h}$ を計測した福島県白河市の私の実家は福島第一原発から70km離れています。玄海原発の70キロメートル圏内には佐賀県・長崎県の各市町村の他、福岡県の福岡市・久留米市も含まれます。また私の住んでいた鎌倉市は福島第一原発から270kmほどのところにあります。静岡市にいたっては360kmです。

もし玄海原発で過酷事故が起きればその汚染範囲の中に九州はすっぽり入ることになります。風向きによっては西日本全体が広範囲に汚染されます。

事故の危険性には二つの評価があります。ひとつは事故発生時の被害の大きさ、もうひとつは事故発生確率。

原発がひとたび事故を起こせばその被害は広範囲かつ長時間に渡り甚大なものとなるのはすでに周知の事実です。

では事故発生確率はどうか。1951年アメリカで発電に成功した実験炉EBR-1から原発の歴史が始まったとすると、レベル5以上の大事故だけでも1957年9月29日にはソ連ウクライナで「キュテム事故」、同1957年10月10日イギリスの「ウィンズケール原発事故」、1979年3月28日アメリカの「スリーマイル島原発事故」、1986年4月26日ソ連の「チェルノブイリ事故」、2011年3月11日日本の「福島第一原発事故」と54年間で5つの深刻な事故を起こしています。そのうちチェルノブイリと福島第一はレベル7の過酷事故です。10年に一度ほど深刻な事故を起こしていることになります。そして今福島事故から9年が経過しようとしています。

日本のような世界の大地震の20パーセントを占める地震大国で原発を動かす危険性を考えてみてください。しかも日本の原発の耐震性は、民間の三井ホームの基準地震動2933ガル、住友林業1584ガルと比べて一桁低いのです。玄海原発の基準地震動は620ガルでしか

ありません。2000年以降熊本地震の最大加速度1584ガルを含めて1000ガル以上の地震は16回起きています。700ガル以上であれば29回です。

恐ろしいと思いませんか？ つまり原発事故の事故発生率はきわめて高いのです。ですから原発は事故発生時の被害が大きいうえに事故発生率も高いきわめて危険な存在と言わざるを得ません。

そのようなものを国民の命や健康と引き替えに企業の利益追求のために存続させるのは憲法に反する行為です。

この国は欧州と違って主権者の健康と命を巨大資本や米国に売り渡す国です。少なくとも今の政府は、原発はもとより近頃耳にする5Gも発がん物質グリホサートや神経毒ネオニコチノイド系農薬、あるいは食品添加物や人工甘味料、遺伝子組み換え・ゲノム編集といった危険性が疑われるものを予防原則を無視して無条件に受け入れ、内外の企業の利益追求を優先しつつけています。(利益追求は個人や企業に与えられた権利だとしても他者の生命や健康・財産などの人権を侵してまで行使されるべきものではありません。もはやアルコール依存症やギャンブル依存症と等しく「利益追求依存症」は企業を侵す病理です。)

予防原則を無視して国民に大きな被害が出たとしても誰も責任をとろうとしません。責任を取らせる仕組みが機能していないのです。その点で言えば行政ばかりでなく立法機関も司法機関も等しく責任を取ったためしがありません。裁判所だけはその機能を堅持して欲しいと願います。虐げられ踏み躪られた主権者たちの最後の頼みである司法はその本来の役割を果たさなければなりません。裁判所という過去の判例や因習に縛られた法曹界の特殊言語のような論理や方法論から一度一人の人間に立ち返り司法判断をしていただきたいのです。この九州でフクイチのような過酷事故が起こればここにいる人たちはすべて被害者となる可能性があるのです。原告も原告弁護団も被告代理人の皆さんも裁判官の皆さんも傍聴席の皆さんもここには不在な被告の皆さんも……。

いかに立派な法があろうとその解釈によってボーダーが設けられ見捨てられる主権者が出ることはあってはなりません。権力側の恣意的な法解釈を鵜呑みにするようでは裁判所の存在理由さえ危ぶまれます。正義・公正ということが何なのかもう一度一人の人間に立ち

返った上で判事と言う崇高な仕事を遂行していただきたく思います。

憲法が制定されて72年、憲法に則った行政や立法、裁判がどれだけ行われて来たでしょう？ 為政者の皆さんが憲法改正など口にする昨今ですが、裁判所にはまず違憲状態をなくすよう最大の努力を払っていただきたく思います。近頃頻繁に行われている違憲立法も直ちに廃止するよう司法判断を仰ぎたいと願っています。

今日、立法・行政・司法に加えて経済産業界・学会・報道の六権が癒着しているのではないのでしょうか？

本来権力の暴走を糾弾し歯止めの役割を担うべき報道と学会と司法がその根源的機能を停止させているのは残念なことです。明らかに被害者がいるのに誰も加害責任を取らない社会状況が常態化しています。その責任は歯止め役の三者にもあります。加害者を庇うという幫助の罪さえ犯しているのではないのでしょうか？

裁判所は三権分立を反故とし法務官僚化しているのではないのでしょうか？ 法は国家や経済産業界のためにあるのではなく主権者のために存在するものと信じます。どうか裁判所には初心に戻り法の理念を具現化していただきたいと願ってやみません。

原発差し止め訴訟は玄海原発だけではなく川内・大飯・高浜・伊方でも継続しているものと思います。福島第一原発事故以降、状況が変わり経験に則して新しい知見や学説も生まれました。新しい学説や科学的知見が出るということはそれまでの定説も仮説のひとつに帰すということです。地震学会や低線量被曝等の新しい知見が出た以上、予防原則に基づくリスク回避をするのが国民の生命や財産を守るために国が取るべき唯一の措置です。

スポーツの世界であれば試合中反則が疑われれば試合を止めてジャッジをします。裁判もジャッジです。少なくともジャッジに入った時は試合つまり原発を止めて審議すべきです。

水俣の有機水銀汚染もあれだけ被害が広がってしまったのは、1956年に水俣病公式確認をしながら、他方で1968年の政府による公害認定までの12年間チッソの排水を止めることなく垂れ流しを放置したからです。

以上のことを踏まえ裁判官の皆様におかれましてはどうか過去の権力に擦り寄せた判決などに縛られることなく裁判官としての理性と良心にもとづき公明正大なご判断をお願いいたします。



再稼働は絶対許さない！ 福島現地視察ツアー報告

北九州地域原告団 楠田 龍男

2019年11月16日の午後1時、仙台空港に北九州地域原告団の代表8名が降り立ちました。現地視察1日目は、相馬市の村松さんにガイドをお願いし、レンタカーで高速常磐道を約80km南下して、楡葉町の宝鏡寺で早川篤雄和尚さんの話を聞くことにしました。

まず、原発事故前と現在の12市町村の人口を比べると、帰還した人はわずかに10%で主に警察官や役所の家族が多く、そのためか7つの高校が廃校になったという。その後、廃炉に伴う技術を養成する目的からふたば未来学園高校を設立されています。

早川和尚さんは村八分にあいながらも40年間、反原発の闘いをしてこられました。私は頭が下がる想いと大きな勇気をいただきました。福島原発事故から10年後となる2021年3月11日に「悔恨、伝言の碑」をお寺の境内に建てると聞き、碑文の一部を紹介すると、『電力企業と国家の傲岸に立ち向かって40年、力及ばず原発は本性を剥き出し、ふるさとの過去、現在、未来を奪った』と刻まれる予定だそうです。また東京新聞(2015年2月20日付)の記事には、「原発事故を政府は守れません」と大きな見出しが書かれており、現地を見聞した私自身もつくづくそう実感した次第です。

現地視察2日目は宿の相馬から、国道6号線を南下、津波の被害を受けたところでは家の建設は禁止され、将来、松並木にする計画があり、今では松の苗床がずっと続いていました。

しかし、20km圏内に入ると一変して黒光りするソーラーが延々と広がる光景がありました(汚染された土地は二束三文でゼネコンが買取り、ソーラーを設置しているとのこと)。

さらに福島第一原発に近づくと、年間50mシーベルト/毎時以上の帰還困難区域では家の前に鉄の格子の柵が張られ、人の出入りが出来ない状態が続いています。

それに加えて、各地からの除染した土や木は黒い

フレコンバックに詰められ、この大熊町、双葉町へ集積されているのです。国は30年後、受け入れ先へこのフレコンバックを運ぶといいますが受け入れ先などあるはずがありません。結局、この地に放置されるでしょう。私はこの地域は事故前の状態に戻すことはできないと考えます。避難を余儀なくされている方々は、事故のため人生も大きく変わり、住み慣れたふるさとにも戻れないのです。国と東電は本当にひどいと思います。

3日目は福島で採れた米を全数検査しているところと猪専用の焼却場を見学しました。一般の焼却場では処理できないため、国の予算で建設、敷地内には焼却灰を入れたフレコンバックが4~5段積み上げられていました。数量を聞くと約2万頭分だそうで、驚きました。

帰路の仙台空港行きのレンタカーの中で、参加した皆さんからの感想を出し合いましたが、やっぱり来てよかったし、来なければ災害の実態がわからないという結論でした。



帰還困難区域の鉄の格子柵(撮影:橋本善比古)



請戸小学校の津波による傾いた塀(撮影:橋本善比古)



東奔西走する原子力規制委員会

原子炉誘致汚職と原発マネーの還流

1960年「もはや戦後ではない」といわれたこの時代、農業・漁業からなる玄海町は、第一次産業が全体の80%近くを占め、急勾配でやせた赤土の田畑を細々と耕作しながら生計を立ててきた歴史がある。しかし、1962年に塩害被害、翌年には長雨による作物被害など、二年連続となる深刻な被害は地元の基幹産業にとって大打撃となった。地元紙の報道によれば、このことを契機の一つとして農村部の安価な労働力が「金の卵」となり、都市への集団就職に拍車をかけたと報じている。九州電力はそうした中で陸の孤島玄海町に原発立地を画策した。原発誘致にかける玄海町の意気込みは尋常ではなかった。九州ではじめての原発第一号は、1970年12月、第52回電源開発調整審議会の基本計画に組み入れられ、申請が許可された。翌年3月、九州電力が本格着工を目指して準備工事をすすめている最中、玄海町役場の公金横領事件が報じられた。誘致運動は立地自治体の心を荒廃させ、地域社会の民主主義の問題と不可分であることを示したといえる。

原発の建設段階に入ると、玄海町役場と九州電力に加えて地場産業の関連企業の三者の間に、原発マネーの還流が発生することは、原発誘致の上流で町役場と九州電力の間に生じた黒い金の流れをみれば必然といえよう。1973年～74年に起こった第4次中東戦争による石油価格の急騰を好機と捉え、日本は核燃サイクル構想を目指して100万Kw50基に相当する原発建設を計画した。この計画を進めるために国は「電源三法」を成立させた。この電源三法の交付金と補助金の財源は電源開発促進税として一般の電気料金に上乗せされている。交付金は、公共施設の整備(住民の利便性と活性化)、学校や体育館などの公共施設の建設、その他最近では医療・福祉など一般会計にまでおよんでいる。公共施設は固定資産税であり原子炉の償却に伴って最初の数年で終わるようになっていく。さらに公共施設の運営費、人件費は立地町村の財政を圧迫する。

これでは原発を誘致した自治体はこれからも誘致汚職と原発マネーの還流を繰り返すことになる。

テロ対策と地元合意の拡大

3.11以後現時点で再稼働している原発は5原発9基(玄海3, 4号機、川内1, 2号機、伊方3号機、高浜3, 4号機、大飯3, 4号機)に過ぎない。4月26日、原子力規制委員会(更田豊志委員長)は「原発のテロ対策施設の完成が遅れた場合、運転停止を求める」決意を表明した。多くの原子炉を抱える国策民営電力事業者は「規制委」の厳しい姿勢に驚きと戸惑いを受けた。5原発9基の原子炉に対して、テロ対策施設の設置期限が迫っている。

テロ対策施設は「特定重大事故等対処施設」、略称で特重という。特重は、原発が大きく破壊、混乱した場合、原子炉建屋から100メートルほど離れた場所で、原子炉内への注水など遠隔操作できる「第二制御室」である。この特重を備えた原子炉の再稼働にさいして、テロ対策であるが故に「原発の廃炉」が地元合意の重要な議題になる事は必須である。

さらに関西電力の金品受領問題は、国策民営の電力に共通の問題が隠蔽されているに違いない。「科学技術向上の信頼性」の観点からも地元合意に関わるもう一つの重要な議題である。最近規制基準に事実上合格した女川原発について、報道によれば、「震災前に1万人以上だった人口は今年10月末時点で約6,400人にまで激減した。原発がなくなる、女川は限界集落になる」という。

原子力規制委員会はフクシマの教訓をふまえて、深層防護と確率論的リスク評価を組み合わせた机上の安全神話を示した。確率評価は現実を語ることは出来ない。「約50基の原子炉を30年近く稼働すると過酷事故が起こった」、これがフクシマの現実である。テロ対策の実態は、遅々として進まない原発再稼働に対する規制委員会の焦りと画策である。

原子力時代の落日は近い！！

年始のカンパのご協力を 心よりお願いいたします



本裁判の運動資金は、皆様からのカンパや支える会年会費でまかなわれています。活動費、通信料ほか維持管理費など年間約320万円(人件費を除く)がかかっています。

今後とも精一杯活動してまいりますので、どうぞカンパをお願いいたします。

なお、カンパの金額は多少を問いません。いくらでも結構です(行き違いの際は、ご容赦願います)。

郵便振替用紙を同封いたしますので、ご支援いただける場合にはご利用ください。日頃からの皆様のご協力・ご支援に心より感謝を申し上げます。



▼ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号 …… 01760-6-90732

名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会
〈ゲンカイゲンパツソショウヲササエルカイ〉

▼他行からの振込

店名(店番) …… 一七九店(179)

口座番号 …… 0090732

今後の日程



第33陣追加提訴のご案内

2月13日(木) 13時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館

※今回の締め切りは、2月7日(金)午前

第32回裁判のご案内

2020年3月13日(金) 14時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館/開廷14時

模擬裁判・報告集会会場/佐賀県弁護士会館

第33回裁判のご案内

日時が未定であるため、3月13日の
第32回裁判の日に期日が決まる見通しです。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2020年1月20日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123